

## 県民参加を広げるスポーツ環境づくり業務委託に関する一般競争入札公告

県民参加を広げるスポーツ環境づくり業務委託について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和4年3月17日

岐阜県知事 古田 肇

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 業務委託名

県民参加を広げるスポーツ環境づくり業務委託

#### (2) 業務の概要

入札説明書及び仕様書による。

#### (3) 業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

### 2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に抵触しない者であること。

(2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

(3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、一般入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。

(4) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。

### 3 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当部局

住所 〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1  
部署 岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課スポーツ企画係  
電話 058-272-8799  
FAX 058-278-2604  
Eメール c11172@pref.gifu.lg.jp

#### (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

##### ア 交付期間

令和4年3月17日（木）から令和4年3月23日（水）までの毎日  
（県の機関の休日を除く。）午前9時00分から午後5時00分まで

##### イ 交付場所

3の(1)に同じ。

電子メールによる交付を希望する場合は上記3の(1)まで申し出ること。

#### (3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請を  
3の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和4年3月24日（木） 午後3時00分 必着  
期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格が  
ないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和4年3月29日（火）までに通知する。

#### (4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和4年3月31日（木） 午前11時00分

イ 場 所 岐阜市藪田南五丁目14番12号

岐阜県シンクタンク庁舎3階 3-2会議室

#### (5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

#### (6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

#### (7) 入札方法等に関する事項

##### ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入  
札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下  
「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した  
金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨  
てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第 114 条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第 111 条の規定により定めた予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、発注者の指定する期日に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

#### 4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便又は電信による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 入札等に関する質疑がある場合には、令和 4 年 3 月 24 日（木）午後 3 時

までに書面により行うこと。

(8) 詳細は、入札説明書による。

(9) 本入札は令和4年第1回岐阜県議会定例会の議決がない場合は入札を実施しない。